

☎子育て支援課☎内線2753

東児童館の催し(2月)

◆乳幼児親子ひろば
◇わくわくランド

☎0歳～就学前のお子さん

☎3日(月)・4日(火)・7日(金)・10日(月)・14日(金)

午前10時～午後2時

◇ひよこランド

☎0・1歳のお子さん

☎5・12日の水曜日午前10時～午後1時

◇親子の自由遊びひろば

☎0歳～就学前のお子さん

☎13日(木)午前10時～午後2時

◆定例行事

①トランポリンの日=5・12・26日の水曜日

午後3時30分～4時45分、②サッカーデー

=7日(金)午後3時～3時50分(幼児向け)、4

時～4時50分(小学1～3年生)、そのほか

の定例行事の日時や内容は、同館で配布

する「じどうかんだより」や市ホームページ

をご覧ください。

◆おもちゃの病院

☎12日(水)午後2時～4時

☎特殊部品などの交換は実費

☎いずれも当日会場へ

☎同館☎0422-44-2150

西児童館 乳幼児のあそびひろば

(2月前半)

◆ちびっこの日スペシャル「豆まき」

☎2月3日(月)午前11時から

◆ちびっこの日

☎開館日の午前9時～午後1時

◆サークルタイム

☎月～土曜日の午前11時30分～正午

☎いずれも当日会場へ

☎同館☎0422-31-6039

星と森と絵本の家の催し(2月)

◆絵本のおはなし「こんなおふろ、はい

りたい?」

☎5日(水)午後2時から

◆おやじの読み聞かせ

☎9日(日)午後2時から、3時から(全2回)

◆絵本リレーぶらさ「森」

☎12日(水)午後3時30分から

◆街頭紙芝居

☎15日(土)午前11時30分から、午後1時から

(全2回)

※雨天時は変更の場合あり。

◆絵本リレー

☎19日(水)午後3時30分から

☎いずれも当日会場へ

☎同施設☎0422-39-3401

おもちゃの病院(2月)

☎三鷹市消費者活動センター運営協議

会

☎所リサイクル市民工房=8・22日の土曜

日、消費者活動センター=19日(水)、いず

れも午後1時～3時

☎特殊部品などの交換は実費

☎当日会場へ

☎同センター☎0422-43-7874

むらさき子どもひろばの催し

(2月)

◆乳幼児対象の定例行事

☎0歳～就学前のお子さん、①ヒノキア

レルギーの方を除く

☎①大型遊具で遊ぼう・②ボールハウス

=月曜日午前9時～正午、③げんきっ子

ランド=火～金曜日午前9時～10時50分、

④みんなであそぼ!=火～金曜日午前11

時～11時30分(18日(火)・19日(水)・21日(金)・

27日(木)を除く)

☎当日会場へ

◆乳幼児対象のスペシャルイベント

☎①～④0歳～就学前のお子さん、⑤0歳

～1歳6カ月のお子さんと母親15組

☎①変身!スペシャルバースデー=13日

(木)・14日(金)午前11時20分～11時30分(10

時30分まで受付)、②手形スタンプ=17

日(月)・18日(火)午前11時～11時30分、③に

こにこキッズ=19日(水)午前10時45分～正

午、④リズムあそび=21日(金)午前11時～

11時30分、⑤mamaカフェ=27日(木)午前

10時30分～11時30分

☎所③のみ牟礼コミュニティセンター

☎物②タオル、汚れてもよい服装、⑤タオル

☎当日会場へ(⑤は直接または電話で同

ひろば☎0422-49-5500へ)

◆小学生対象「スポーツの日」

☎6日～27日の毎週木曜日午後3時30分～

5時

☎物飲み物、タオル、帽子、運動靴、動き

やすい服装

☎当日会場へ

☎同ひろば☎0422-49-5500

平成25年度中学校美術展

☎市立小・中学校教育研究会、市教育

委員会

☎2月14日(金)～16日(日)午前10時～午後4

時(14日は2時から、16日は3時まで)

☎所芸術文化センター

☎期間中会場へ

☎指導課☎内線3242

すくすくひろばの催し

◆わらべうた

☎3歳までのお子さんと保護者

☎2月17日(月)午前11時～11時30分

☎当日会場へ

◆4カ月までの親子のつどい

☎初めて受講するお子さんと保護者25組

☎3月4日(火)午後1時30分～3時

☎物バスタオル、おむつ、着替え

☎2月18日(火)午前10時から直接または電

話で同ひろば☎0422-45-7710へ(先着制)

☎同ひろば☎0422-45-7710

おやこでよってチョコっとおっふるー

む(3月)

☎NPO法人みたか市民協働ネットワーク

☎①4カ月～1歳6カ月のお子さんと保護

者6組、②ハイハイ前のお子さんと母親8

組、③首据わり～1歳6カ月のお子さんと

母親6組、④9カ月前のお子さんと保護者

6組、⑤⑧おむね0～3歳のお子さんと

親、妊婦8組、⑥1・2歳のお子さんと保

護者10組、⑦2・3歳のお子さんと保護者

6組、⑨妊娠15週以降の健康な妊婦9人

(お子さん連れ2組まで)

☎①ベビーサインで楽しい子育て=1日

(土)、②ヨガママで骨盤調整(ハイハイ前)

=3日(月)、③ママ護身術エクササイズ(パ

ンチ編)=6日(木)、④みんな一緒にベビ

ーマッサージ=8日(土)、⑤産前・産後の骨盤

ケア=10日(月)、⑥ママと英語であそぼ=

13日(木)、⑦一緒におもちゃを作らしまし

ょう=17日(月)、⑧羊毛フェルトでピオーラを

作りましよう=20日(木)、⑨マタニティヨガ=24

日(月)、いずれも午前10時30分～正午(①

は午後1時30分～3時)

☎所市民協働センター

☎¥①②③④1,500円、④1,800円、⑤⑥

2,000円、⑦1,000円、⑧1,300円

☎物②タオル、お子さんの敷物、④バスタ

オル、授乳ケープ、⑦持ち帰り用袋、⑧

ハンドタオル

※③防犯ホイッスル付き、④オイル・シー

ト代含む、⑤さらし付き、⑥絵本代含む、

⑧材料代含む。

☎☎2月15日(土)から必要事項(11面参照)・

お子さんの年齢と名前(ふりがな)を同セン

ター☎0422-46-0048・☎0422-46-0148・

☎kyoudou@collabo-mitaka.jpへ

社会教育会館(本館)の

前期保育付き自主グループ募集 ☺

自主グループの学習時間に満1歳～就

学前のお子さんを保育します。

☎社会教育会館登録団体で自主活動を

継続して行い、保育開始時に満1歳以上

の未就学児が3人以上いるグループ、各

曜日6グループまで(保育各曜日20人(1歳

児は8人まで)、1グループ3～4人)

☎月曜日グループ=5月12日～10月20日の

毎週月曜日、木曜日グループ=5月22日～

10月9日の毎週木曜日、いずれも午前10

時～正午(夏休みあり)

☎¥おやつ代は自己負担

☎2月3日(月)～14日(金)午前9時30分～午後

5時(5日(水)、土・日曜日、祝日を除く)に団

体登録カードを持参し社会教育会館(本

館)へ(申込多数の場合は初めてのグルー

プのうち2つを優先)

※2月25日(火)午前10時から調整会議を行

います。代表者は必ず出席してください。

※月曜日グループ=4月28日(月)、木曜日

グループ=5月15日(木)、いずれも午前10

時から保育オリエンテーションを行います。

☎同館☎0422-49-2521



介護保険「介護給付費のお知らせ」を送付します

平成25年4月～9月に介護保険のサー

ビスを利用した方を対象に、2月3日(月)に

「介護給付費のお知らせ」を送付します。

これは利用サービスの内容をお知らせし、

介護保険事業を理解していただくための

もので、手続きなどは不要です。

☎高齢者支援課☎内線2684

おむつ代医療費控除、障害者控除の証明書を発行します

証明書の発行は毎年申請が必要です。

書類は受付から1週間程度で郵送します。

◆寝たきりの方のおむつ代医療費控除

確認書

☎おむつ代の医療費控除を受けるのが2

年目以降で、要介護・要支援認定の通知

を受けていて、寝たきりで尿失禁などの可

能性が介護認定資料で確認できる方

※初めて控除を受ける方は、医師が発行

する「おむつ使用証明書」が必要です。

※確定申告には、おむつ代の領収書も必

要です。

◆65歳以上で障害者手帳などがない方

の障害者控除認定書

☎65歳以上で、要介護・要支援認定を受

けており、障害者控除対象者認定基準に

該当する方、または寝たきりなどの状態

に該当する医師の診断書をお持ちの方

※身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの

方は申請が不要です。

☎☎高齢者支援課(市役所1階11番窓口)

☎内線2682へ。申請書は市ホームページ

からも入手できます

もの忘れ相談室

☎市民

☎月・水曜日の①午後2時から、②午後3

時から(1人30分程度)

☎所介護老人保健施設太郎(下連雀4-2-8)

☎☎三鷹駅周辺地域包括支援センター

☎☎0422-76-4500へ

高齢者の生活相談室

☎2月21日(金)午後1時～3時

☎所連雀コミュニティセンター

☎当日会場へ

☎☎連雀地域包括支援センター☎0422-40-

2635

消費者相談窓口から

☎消費者相談窓口☎0422-47-9042

292

なかなか減らない新聞契約トラブル

相談事例

◆相談事例 1

4月から社会人になり一人暮らしを始めた。アパートで荷物の整理をしているところに突然新聞購読の勧誘員が来て「1カ月でいいから契約してください」と勧められたが、あまり読まないで断ったところ、「景品を付けるので1カ月だけでも…」としつこく勧誘され、契約してしまった。今考えると必要なものではないので解約したい。どうすればいいか。(20代 男性)

◆相談事例 2

半年前、新聞購読の勧誘員が突然訪問してきた。別の新聞を購読しているので断ったが、いつまでの契約かを聞かれ「来年の7月まで」と答えると、「そのあと3カ月でもいいから契約してください」と言われ、仕方なく契約した。購読料は今の新聞より高額である。年金生活の身で、消費税が上がることも考えると、高い購読料が払えるか心配だ。今から解約することはできるか。(70代 女性)

アドバイス

新聞の訪問販売は、契約が成立した場合でも、契約書を受け取ってから8日以内であれば、無条件解約であるクーリングオフができます。クーリングオフの通知は書面で簡易書留郵便などで送りましょう。景品については、契約を解除した時点でそのまま景品を持っていた場合は代金の返還をめぐりトラブルになる可能性もありますので、返却するのが妥当です。

またクーリングオフ期間を過ぎていても、「帰ってほしい」と言ったにもかかわらず長時間居座られて仕方なく契約した場合など、販売方法などに問題があった場合は、契約の取り消しができる可能性もあります。

しかし、一度結んだ契約は、簡単に解約や変更はできません。話を聞くと断りにくくなるので、最初にはっきりと断りましょう。契約する時には、長期の契約や数年先からの契約は避けましょう。また、高額な景品を受け取ったり、景品につられて契約をしないように気をつけましょう。新聞の勧誘は一年中ありますが、特に3月や4月といった引っ越しの多い時期にはトラブルが目立ちますので、これからの時期は特に注意してください。心配な場合は早めに消費者相談窓口にご相談ください。